和漢文操

五

和漢文操巻之五

○賛類

四季扇賛

藤巴崔

佐山文庫

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

の言れてもいとはねとも朋なのれもいておこよ
言もいとはねとて寺くの筆者とはいとと訳とへ
も敵の作品やうの浦の美人とてい貴の美
るあれとも一言おもうとうち染て扇ふうに
はちをとを一やものふ名うてれてみ
てをと海をへれをおを帝をいさんやをや
をの言をかりて。居むとつちり去のあいとへ
桐の葉ら所のかりしおやこの扇義と蓮華の
とをへはちかの新美●鶯啓のうとをもをを
婦美をを紙の扇をいて名を事度の言ら代い

様を馬もはふられたは牛の遊かちかして抽
賞の美をいをん。美をいる秋をこれをやこれを
以を扇とは手をちをを失ね扇の色北重のみを
ふをへて。れのかををいてをを

○註曰●怨歌行新裂齊紈素皎潔如霜雪●王建詩輕
羅小扇撲流螢○秋扇ノ詩歌数多アリ茅ル之及ハス
▲鞍馬山ト神谷川ト八行ト紙トノ名所ヨリ源氏ニモ神谷紙トアリ
▲美川以下ノ四人ハ中古三條ノ名人ナリ　〈清少納言カ抜
萩宰ニ扇骨ノ飾キノ条言ルトテ所ノ名ヘアレトケ
のをやとをを　▲高僧傳ニ法顕ニ蔵ノ天竺ニ渡リテ見テ
白絵扇不覚涙下云〈或抄ニ中啓ノ説アリ後勘スヘシ

○古人一芸ニ甚タシテ又染ミテ小天の如くなる△中庸ニ道ハ可須臾離ルヘカラスト云ヘリ此類ハ扇ニ不忘ノ二字ヲ以テ全篇ノ趣向ト成セリ家ニハ不離ノ二字ヲ假テ孔ノ一字ヲ繫キタル章段ノ起結ハ常法ニシテ此等ヲ斷續ノ絶妙ト称スヘシ △盈譜ニ背面ノ美人ノ圖アリ蘇子カ蕃人行ニモ此類アリ△源氏ノ夕貝ハ前ニ出タリ▲所ロ如ニ云ヒかれのまきもの哀此語アリ古月亡六月實ノ美ラルヒ云々ト侍ルいそくらもとゝり ●長恨歌ニ鴛鴦瓦冷霜花重云々 ●盧山ノ雪夜詩ニ一炉紫味火ニ盃酒 ●盧仝茶歌ハ茶ニ及ハス七碗ト八碗貝ノ富言ヨリ▲此ハ小松帝ノ御ノ

[illegible]

團扇賛 並序

僧馬泉

むかしより我国に扇と和訓をしてすいあぶぎと風を
孤れ人毛ちうに團扇（うちわ）をもて和訓をいうるなりと
ちかくしりると俗説の書に云ふ團のてふと乱ひ
きくれり漢土にも歌も扇とも云ふ團
共に音訓のちがひとしらんさりあふ杭陵

團扇も孔明の羽扇ももて團とゆれあるべ
し二説の名あるとも云ふ一しられい扇のおりあるべ銘
抽を分らつかく團をかくあるべ鈍くれ扇をもて
ちうておけるを詩をもあり

其賛

礼云樂云　團離名聞　邪花明曙
時身夕曛　拂塵隱儿　招風讀文
信云釵甲　兒玉字紋　胡身盈風
田乃追数　無常崇佛　有感怨君

若化去　●賀言遊雲云

○註ニ曰△論語ニ礼楽ノ二句ハ前ニ出タリ　▲軍史ニ甲斐ノ信玄ノ床几ニ腰ヲ掛テ軍配ヲ叙セル図ハ信州ノ川中嶋ニテ謙信トノ軍ヨリ△倪璽黛八関東ノ武士ヨリ関ヲ以テ敗トセリ　●文選ノ詩ニ益作秦王女事ノ亭向煙霧良註言益北於扇上以蓋之亭亦鳳也云列仙傳ニ秦穆公ノ女ナリト　▲和泉ノ家寺建立ノ時ニ行基菩薩ヲ道守師ニテ本尊ヲ関ニ羽ノ上ニ常置モヲ夏アリ　●恋ニ怨ム君トハ班女ヲ怨歌行ヲ云リ前ニ出タリ　●接スルニ此一對八聯句ニ底返ノ古法アリテ無ト有ヲ對ト常ト恋ヲ對ス意無常ト八和歌ノ續キニテ倭文ニ字對ノ絶妙ト称ス

●詩經邶風ニ賀言出遊云ヘリ

○註ニ云ク詩ヲ真名ノ和訓ヲ一字ヲ渡文ノ詞脈ヲ失フテ他ノ詞ヲ叶韵ノ為ニ一字ヲ渡シ序文ヲ言訓ノ所詞ヲ或ハ園ニ翔ト言ヒ或ハ園ニ翔ト訓

世にそれを物といのれども貪といのる人ふるれい次第に
こ神さひく今を宮もおく社もおく家に向く
と取さくあるにて去るとき去るとさもむとてをるを
貪者の物といはむとしらを物者の貪とおそれと
もけふ仏神もけふ法あるて神々天の虛空界の
物仏あるくおるを中さ歓喜大士を無地菩提
もをるうて補陀洛界と虛空とかゝ人唐にもなか
人世とちて那智の滝にうたれとひや一貫段
の奥さへ節さおもふ公の逆信仏の基をもおろを
一銭二銭の塵にもあてらひ星とうたてのつ人無陀

羅国の中にたれの中ちう鳥菊琴麝とう弟子音東
法勤のあうきもたもも言仏とをもんうやうれを貪物の
さうひとをあれく地獄音の弟とうをうやうや物のあれも
墓の物あれもかうれを丹ひうやおのを拾を寄ちく
神仏のをうへとうを人弟子絡とかをれとも以を新次と
をうれをうんの知見とを不知見とうを我方の貪物と
をれをこれいをやけ津の儒者も商人を近思録をひを
塵却記をうをうをを仏法の見ふをうをを仏を智望
の神とをのを角一神ひけ碧をを去ををををわをを
足ををかうをれをうを也

○諺に云ふ所なる例の般捷にして注するに実に如くもの
なし一笑而の称するに足る貪者の徳とゆんらを徳者此
貪とおるれども儒仏の万実にして老荘の二門もいまく
設するにあらるとて所説の微中さつよりも色はるに仏説
とはなりて并女天に廛空にして仏の起縁にて
観音大士に耳菊薬廛と文中の字にてさくしゆん
ちうに遺教の知足とはよりて貪福の二字と結説
近くに一編の親諫とはい遠くに百世の座訓といはむ
作者は長野氏にして越の新潟にて此柱にして鄙子
つの親子にして鑑者の西翼にう一角人の洲子に極字
花比賛

蓮二房

孔子曰

繫而不吟

蓮二云

はあれどもにて作とはいふて

○諺に云ふ所なる鉢のさひあるに蔓と称して掛花にて
ちうに所なる諺説に孔子の調ふ〳〵儒説に不食の
とはいふて不吟の二字に説ん云ふと一説の古賢
さつあり一説にはさつと小説にして儒の大学問仏
さつの説にて和漢の名不にして
俗のさつ説にあるあり一説にもとれ

三頌圖賛

東華坊

世傳醋吸之圖有塩梅儒釈老之道而酸苦共苦共所謂人之好不好與乎然庫有世界謂物数奇事而飽不能耳今不有苦今案麼月夜之未殷則孔孟其殷而誉少所酸了也增而好納豆人有誉其為饐臭不故孰庫謂道之道之是矣孰庫謂道之非矣攻乎異端斯害也已抑謂太極之道有從本一節之道也共分千車万隻之岐而或有打鳴念佛之鉦宛或有横倒癸俾之棒宛北耶不有詭虛今彼耶不有詭実今儒家結五常之垣則佛門張五戒之網而互断往来之道則老子有説手振千貫而割斗斛今折衝今為宗天地而鏇麼不卸將擴我好之道與所率故謂佛諧之道有没合之家之意味而塩梅和渥之風雅了則人法有從孔子之訊譚居心法有傳釈子之虛霊竺乾之法有效荘子之形容歴然則非儒今非佛今不攝老荘揚墨之一城今假令謂

歟迦孔子之御經共知言語之用與無用了則其虚麼合點乎其實麼合點乎何条可羨暗許之黒豆梟矣遥荅言而嗜人栖麼敬毀而遊有佛諸之談笑也乍去乗人之公味線而遊芳野山之花了○靡雖波浦之風而頻殷乎頻芒乎頻千月千雪也則立合點人形之憂名而成梟学文之日儒也矣二子能察我言之虚実而学而思乎思而学乎知今日之用與無用則宛賢恃豊干之饒舌而看破獅子庵之遺稿矣爾有則所謂公人行則必有我師焉合點文殊之智慧乎其圖者頻儒佛老之内證而可謂佛諸一宗之邦物矣矣

○註曰▲醋吸ノ三聖ハ世ニタメキ国ヨリ近ク八繪本抑ニ註解アリ

△俗語拾苏何ゾモ月夜ニ葉汁末湯ト云ルハ米飯ヨリト多ニハ米飯ト平話ニ讀ベシ　△異端ハ論語ノ全文ヨリ採スルニ此語ハ改字ヲ治字ノ論アレト孔子ノ意ヲ家スハ道ハ家々ノ建仏アリテ佛老モ楊墨モ一理アレハ辯言ト我宗ノ建立ニテ自ヲ誉テ他ヲ毀ル圧宴ニ怒リテ賢カラストフ右ハ先後抑ノ取意ヨリ　△五常五戒ハ儒仏ノ制法ヨリ細ニ至スルニ及ハス△老子ニ剽ヲ折ル衝ヲ玄ク天地家モ其経ノ取意ヨリ採スルニ

手振千貫ト八一銭ノ基手モ持タス大商ノ平語ナレハ老子
ノ五千余言ヲ綿ニ千四字ニ説着スト云ケン此等ヲ奪胎
トモ換骨トモ文ニハ誠諧ノ絶妙ト称スレ　△宗語ニ子曰
諫ニ右有リ五美ヲ　中略　五ニ訊諫唯度ルヲ至而行之吾ハ避ク訊諫ニ
手トアリ史記滑稽賛ニ常ニ以テ談笑ヲ訊諫ト云ヘ△仏説心本
虚実ハ禅語ニ虚実不時ナリ総テ心ノ実躰ナキ事ヲ△荘子ニ
形容ノ二字ハ全部ノ趣意ナカラ三類ニ無情ノ形ヲ写シ危丁ニ
有情ノ容ヲ尽セリ総テ俳諧ノ鼓舞ナリ此ニ無段ハ三章
ニ二要ノ法アリテ俳諧一道ノ内證ト云ヘシ訊諫ハ本ヨリ滑稽皆
ノ本懐ニシテ虚実ハ言語ノ優游ヲ云ヘ形容ハ文章ノ的當
ヲ云ヘ此等ノ世説ノ骨節ニシテ俳内ノ虚実ハ容ス△キナリ
△禅録　暗黒豆老和尚ト坊ノ朋ストヲ畢詞ナリ　△三味線ハ

三線ナリ三ノ通ニテ音語ナレト俗習ニ従ヒ味字ヲ加フ大和詞
ニ細訓アリ爰ニ芳野山ト云ヘ三線ノ手ニ○新千載
ヘ○あり人ゝ多くの歌ハ数多ナリ△学文ノ日傭ハ白馬ノ詞ニ文章
雖没ニ善悪ノ歌ハ数多ナリ△学文ノ日傭ハ白馬ノ詞ニ文章
訓ニ其ニ当時の学者蓮の五葉の表と知ルベシ其ノ
一段ニ云ヘ其ニ無師の独学ニ向テ学ヒ
自己の接用ニ学ヒ其ニ云ヘ学ヒ
無一段ハ三線ノ手ヨリ芳野山ト云テ雖没ニ句ヲ対シ言語ノ善
悪ニ語ヲ寄スレハ今無人形ノ誠諧ナル学文日傭ノ的當ナル
無筆ハ例ノ断續ナカラ文ニ裁断ノ絶妙ト称スレ△論語ニ学而
不思則罔思而不学則殆ト　▲高僧傳ニ寒山拾得ハ文殊
普賢ノ化身ナリト豊干和尚ノ教ニ依テ国丘徹ハ国清寺ニ

往テ西僧ヲ殺セシニ豊干饒舌ト共ニ他ト走テ竈ノ前ヨリ逃去又ト饒舌ハロヲメセル支ナリ〻人行ノ語ハ論語ノ全文〻〻文殊ニ智恵ノ文ハ細峯ニ及ハス〻人寄ル文殊ノ智恵ト八本朝ノ国詔ニシテ孔子ノ詞ノ起結ナリ〻掬スルニ子以下ハ豊干ノ饒舌ニ語ヲ起シテ寒山拾得ノ風狂ヲ以テ蓮ニトロ狂ト喩ヘ三頻ノ秘訣ハ此段ニ看破スレ然レハ今ヨリ〻頻ハ国相中ニ半身像アリテ東華坊ト蓮ニ房ト渡部狂トナリ其国ハ大和詞ノ首ナニ出タリ

○語云ハ国ヲ柳子庵ノ遺稿ナリテ或ヲ文作ノ誓ヒアリ或ヲ蓮ニノ歌ヲ文ナリ百首ノ歌ヲ也

あはむくてうつむくて清しゆりはしをふしたる屋ハ

むくて五尺井の地ねそ素より屋婦ノ主ノ庵ノ主国ヲ

不ルヒトノ八紘ヲ為ントモ国ヲ治ルヲ又悩ヲ七悩シアルヒトニ代レハ此国ノ中樹トシテ弱沙遺教ヲ祖師ノ命トスルヒト他諸ノ世法ヲ捨ントスルヒトアルヒトヲ出家ノ大法ヲ柳子庵ヲ又秘ノ遺稿ヲ作ルヒトヲ抑ヲ庵ヲ又秘ノ所作ヲ作ルヒトヲ今ヤ天下ノ公道ヲ為ルニ頻ヲ例ノ五ヒトハ孔子ノ作常ヲ作ルヒトヲ家ノ一子ヲ為ルヒトヲ荷擔ノ用ヲ為ルヒトヲ大丹地ヲ例ノ道場ヲ

路鳥賛

金李潭

明ラカニ延喜帝ノ御表ヲ以テ語ルヒトヲ張朝北

高沢ちる角しやけもきるとのそくひあて
こすりもしもれ引もたくれ拾ものへ論語の論
なよいをてあうとはくもやとものそこ
くらうもくはけもきるもあつれくはのゆへ
なのあくもんの色をいるあちるへしはれ賓女北
まちこく拾をそくこかくちをたくり厚蔵の甲
ときくみて高に部のをてひをあるに妙叡う
和之の世造作ちるもきるたくりるはをあをれい
風風もくしも有ちを論をちんひをもみかをの
みをのりを失いをを分をいさきよおくを名ををて

○註曰▲玉代実記ニ延喜帝神泉苑ニ行幸アリテ蔵人ヲ以テ
池ノ鷺ヲアラス宣旨ヲ下シ給フニ其路筆ノ手ニ留
レリト御震筆ニテ路筆羽ノ上ニ浮鳥類ノ頭文ヲ記シトテ
五位ノ官札ヲ給ハリシトソ△論語ニ繕事ハ後素ニ云ヘリ○技術ニ
ツキテ云ヘリ△仲尼ハ孔子ノ名也
也造作ちるとをくり△論語拾芥ニ論語ハ孔子ノ門人ノ和ノ
器語ちるとをくり△起身モ跡ヲ湾サストハ往有ヲ減ル訓辞ナリトソ
○諺云ハ人ヲ面賛シテ池ノ浪ヲ称ルちるとをくり
簡古の辨とちるもしはしはをくり論ニ
吉原の論をいつをくりてれをたくの論をくりをひをてひをを

の帝王記とむすびうる文の断簡とみる（[illegible]）作者は
義の[illegible]なる[illegible]なる[illegible]の俳人なり

○頌類

枚子頌

伊東恕

世を良食住のこの中に食と天とをあつめて才[illegible]
い釈迦孔子の八千余年毛嬙西施の十二相
皆[illegible]を面白うあらはせり[illegible]
天の原指のみすてて婦まかけむひのあく方第
一枚子のをしまれ給のを愛する色天[illegible]

七代も地神の代りしたとやしらひとまでいとの代あらく
あらさまりて鎌倉の世の[illegible]の[illegible]
のこと[illegible]
[illegible]
とよいもの[illegible]久我殿の[illegible]
枚子うれ[illegible]
[illegible]
[illegible]

もし枝ある神代の宝を失ひて神罰のおそれ
ある事をもとし▲信長の信玄の銭を用
の貴とおりて我家の宝をもとしてこれを
をそれりて彼とかれ百方の敵をいやうも敵り
をあらための一枚ある人をもとめ▲
仰信とつひるとつひに▲行の神器をもとめ
をもとめ百度の宝をいふ

○註曰△管子に有り管仲人を為天下人以食為天△天浮橋に
逆臣の名又日本紀に在り細筆に及ハス △昔れ仲久我和国
い殿くもれとも▲まろくさ巻をもとりたぐりて

をもとりもとる▲接スル三曲ノ古又ハ先師のたれくの謡ハ世阪い婦門殿の
花奢をたしるとて久我殿の所望をとのれい曲を柄杓く
ゆ宝をとり強なの宝家ハ万ト云リ ○万葉集ニ家有者
節ニ不成盛飯手草拵旅舟ニ有者樵業不成四 ▲東山殿ト
八美政公ハ中の文明比ノ太平ニテ茶湯道具ナト名物多シ
▲三将来ト八神供ノ贄ヲ云リ神代ノ巻ニアリ ▲織田信長
モ武田信玄モ天下ノ七雄ト称シテ天文ノ比ノ各将ナリ ▲遊行ノ
縁起ニ蒙和布ノ枝子ノ古又アリ八十万人決定往生ト八迴向躰
ニ頂戴スル秘符ナリトフ▲接スル三童謡ニ枝子ニテ人ヲ招ク
必ス死スルトテ忌ム古又ナリ何故ニヤ知ラス ▲三種神器八神
璽宝剣内侍所ナリ細筆ニ及ハス
○逆云此頃ハ例の虚誕ト仰れと神代の宝剣

[illegible]朝廷の御所にて[illegible]を御はとみ[illegible]書は
の[illegible]と称[illegible]の詩[illegible]
頌[illegible]
[illegible]
[illegible]桂下園を[illegible]別[illegible]

醋貝頌　僧壺天

醋貝といへる国[illegible]の浦[illegible]
みるもの[illegible]天の中[illegible]
の[illegible]と共[illegible]
深[illegible]子の[illegible]

一[illegible]の醋[illegible]
[illegible]
[illegible]

拾れたまへるうたにそなへ給ふあめ敬和をうん

○註曰△天地ノ方圓ハ前ニ出タリ△海経録ニ相思子大如豆無節即君子也或云放醋中雌雄相逐便合便下云云▲唐史ニ国忠ハ肉屏風ノ奢アリ孫晟ハ肉基盤ノ奢アリ細柔キスルニ文繁シ▲神仙傳ニ葛由周代ノ仙人ナリ蜀域ハ天星ノ神ノ名ナリトフ美冊トハ延齢冊ノ類ナリ▲南嶋ノ故事ハ前ニ出タリ

○逆云ハ文ヲ大ニシテ紙幅ヲ弱ふ〻ル孫弘ハ美因美冊ノ紙詞ヲ用ヒ給ふ〻ノ事ノ一ツ子ヲトリテ君ハ千代ト祝ヒうん

うと祈頌ノ文ヲ作ル者ハ嘉会ノ義ヲ用ヒテ

廣略ノ文体ヲ作ル柳眠ヲ用ヒテ極ラリシ

大根頌　沼潛柳

おもふに我国の大根とかたうの蘿蔔かとて

鎮冊し大蘿蔔とかきて云れい大小の雑を云ふる

へきをもれときこみてへ纖蘿蔔と云ふと我国の

人をやうのわ〻ふる云れ〻や翻訳の誤ヒ云ふ

けれとも云ちきを和行国の里ニ云ふ野川の花

と云ふときこもゆ中ねをめとひとをうう酢搗

青漬の酒とわ〻れ〻ふ〻ふ〻ふ

[illegible]国くのムとあるム表ロと唐物のうあ逆さわあ
られ。ムム井ムと武陵の大名ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]
い第の[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]表の[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]表と
きゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]

○註曰▲凡上記鎮州蘿蔔之産土也云々此語八禅録ニ数多アリ
△名義佳ニ雖訳訛也トヲ云ハ天台ヲ天榜ノ如キダイコウノ
如キ国詞ノナニリトヲ按スルニ本朝儒学者ニ訛字ヲ訛錯ト
思テ訛アリト假名ヲ付スル支ハ皆の讃ニ此論アリ
△官女ヨリ竺井ニテシ對ノ相紋ニ文章ノ断續アリテ尾張ハ宮金ト
云イ義農ハ鏡鳴ト云フ此對ハ大小ノ起結ヨリ本以ハ接津ノ細根ノ
粕漬ヲ産トス竺井ハ武蔵ヨリ茉大根ヲ出ヨリ接スルニ此ニ對ハ
姑ニハ若根ノ艶詞ヲ起シ長肖ノ長字ヨリ大根ノ大字ヲ結ヘル
尾張ト義農トハ大小ノ辨ニシテ本以ハ竺井ハ土産ノ名称ヨリ
答ヘハ官女ト遊君ハ字對ト云イ句對ト云イ論セハ文對ノ絶妙ト
称スヘク義農ト尾張ハ大小ノ用ヲヲ評セハ意對ノ絶妙ト
称スヘシ又章ハ此等ノ断續ニ知キヨリ ▲張庵漬ト小糠漬

各ヨリ去ルヲ善薩漬ト小糠ノ宿ヲ替テ際ニ粮ヲ立交セテ漬
夏ヨリトソ △神農ノ石竹ヲ貴ル夏前ニ出ヨリ △ヒレ竹
大根ノ化身ヲ云フトテ太ハ白ハ白ハ白

○辨類

之上辨

僧丈竹

世ゝから歌とゝてあゝるゝ人のゝ之上のゝとゝちゝゝあゝるゝ
輙上柱と所とゝゝゝ宮ゝ一輙ゝ月清ゝ老とゝちゝ
ゝゝゝ

始れて咲たり神さるのはちまきをまとひ
世の和尚なんぢをもとわれ仰ぎ敬れ
も歌書て作れる△六十帖の部和も後を学ぶ者の御
ちゝ始て学ぶ人のこゝろ

○註曰△帰田録に思素文字在りに於て上に所謂馬上厠上枕
上也　△王右軍壁賦に馬上に横潮賦詩云く　●陸放翁夜雨
詩に支に枕に蓆に聽て始て奇○新草に詩有り　▲軍史に信長公の
長雪隠の向に蘭丸と太刀を持て割鞠の数を美賞へ
丸類より　△無量寿経に見定五劫思惟云々△源氏六十帖
の趣向八湖水の観相に序ヒて部始終を作りトフ

○作云此雅を嫁蓬の人にしてみるまの地と成くもり
そゝ中ちかに雪降る信の詠詩より作師の思惟とをて
源氏の親おゝ合せてる所を屋中に実をりして
こに雅者の優遊とあるを一一に摩と文鏡にして
蓬門世双のこゝろあり湖南の松竹の遺跡あり

愛鶯雅

苗掌院

あゝあはれ世と共の人のあんみむけを書面も
かゝる中おにむしおりつる春の鶯もなかなへ
知ぬ知ぬ何をかとなへちらく▲猫と

やさしく合とさへ命婦のおくりとりもてなし海で
めぐりて北嵯峨とをもくるしくたれさるを重て
おもの羽音おとなれさるん人を蓋なりとのこるかと
楚王の駒も馬にいまるおくて虞美人うちあるに
さきくひ唐帝の車を馬嵬をさまれて楊貴妃
血をとをぬいれる愛情のかをりをもつたんをれ中
もおんうちの人の太子宮殿の衣裳とかをり玉階
の下にさくかしはをよあるよれ法師と
かををセ猿と厩中の孫とをもをし霓裳の舞も
かんをとをあをとををかををや

市を百を敷く蕭の雲るとをくて王義こうるとるな
るを人面りは所のをろ猿の猿とをめをんをしををこい
るを市をて百合とくををを一ねと雪ゆるるをを
の名をこををかををををを妃ををり雲をれ
い猿ロも東京の市をるををををををを
桐ををををををるもををををををををを
のをれいをををををををををををををを
をををを桜のをとををり入てをををををををを
をををををををををををををををををを
て雲ををあををををををををををををを

いとひみてゆきふる時の物さびたる
ちとせ　あふぎの森さとあれもてはやす
ぬるれの掛硯にはられ　我とはんやの竹と
ちらしかけたるん　ひとりあるめて
愛宕の月もあるさんや　はれとまこのあり　月
のれもさるやうに　月の中の月に　月
いたるのうくうんこあり　月のれとにもとかあれい宮
肌さむの秋とおれて　名月のひとも　旅くたの
おもいやるくおろかれた　今宵のひるあって
みどりの秋　ちんとうちりあり　深よまのおもも宮

ちの月とはるもの　ひるあるとあり　月おもて
おもの一ぞ　北やまもれ　ふんに今のいとくあるさいおもく
ていとうにはられ　考るとは　世やこのさ　小鳥も　物ものも
ことかしと秋もそうしく　けあるうちにかまの　月
とあるくやりめるひとの　笹とはこれ　来て
香ひとはちこいとれ　これへとの　業者のみてうのもも
高れていつしかんひとは　おもんいとく　はるとの　郭ちあ
早候のまくおもやされて　おもてんこあり　いとくし
さくやも保の四季　とは　ひとはの言
ともまくやれるむ　ひとの　婦宵のあるいし　見

人のうらもん怪むとて愛の深かれのあらしかちへ。浦うら
なるらんるうちなるとよ名あれい掛ってあるい
行くうるとれるうの和のなれるよりあるうるる
何ぞれも

○註曰▲松双鼎ニ云ヘ[illegible]
余婦のかうしうたうしたりとあり▲左傳ニ衛懿公好鶴
乗琴軍ニ云ヘ▲史記ニ楚項羽歌ヲ拔山ヲ氣蓋世ヲ時正
利ヲ雖不逝ヲ虞ヲ虞ヲ奈何ヲ云ヘ身江ハ敗軍
ノ地ヨリ▲唐玄宗ノ夏ハ前ニ出タリ▲國太夏ハ太平記ニアリ
相撲入道ノ遊ヨリ●長恨歌ニ驚破霓裳羽衣曲ヲ云ヘ
▲晉史ニ王羲之好鵝ヲ山陰道士ノ家ニ道德經ヲ換鵝携ノ帰ルト云ヘ
▲東鑑ニ只以ニ錦作ノ櫛物ヲ西行上人ニ献ル之於ニ行ニ

與ニ放遊ノ興ヲ▲編年通論ニ麁居士伴ヒ美昭女ヲ隠居ス
深山ニ賣ヲ竹簾ヲ離ヲ結ス朝ノ食ヲ▲艾葉岳ヲ焦尾琴今
モ伝ル景中古猿ヲ万年ノ琴ヲモ徳ヲ桐ニ成テ作リトウ△王羲之
愛ヲ作ヲ一日モ興ヲ他ニ君哉ト云ヘリ　△日ヒ[illegible]ト八掌ノ声ニ月星影
ト余韻ノ長キヲ三光ノ引ヲ長トテ世ニ秘蔵スル古今ヲ[illegible]ヘリ▲樗スルニ
今ノ字ハ和漢ノ助語辞ニ分明ナラヌヲ先師ノ大和詞ニアイウエ
ノ殺文ヨリ始テ和訓ノ用ト成リ壁ニハ永用ノ詞鑑ニひい
もひのもの通ニ難ク同ひいトハ増テ書法ナレ然ニハ今ノ字ノ和訓
ヲ得テ大和ノ當用ヲ称スベキナリ△詩文ニ乱掌ニ在掌ニ老掌
ト八貴ノ掌ナリ△盃譜ニ金衣身ト濃ノ名ナリ○古今第二
あさみどりまつのみどりの秋のきりあらしの△拾遺
[illegible]ヘリ平話ニ霧濃ト云フ古文ナリトウ

○[illegible]

世やまつ　▲松双帋ニ書ル雑テ九きものゆ[illegible]

[illegible]　○万葉ノ

長歌ニ[illegible]ハ清ナ納言ノ記ナリ

[illegible]

這箇ト云フ俗語ニハ這箇ト云フ千。エコハ唐音ヲ千ト書キ何レモ

指物詞ナリト然ハ這カ父ニト書ヘキニヤ〻説文ニ身ハ孝身ナリ

[illegible]ハ孝身ナリトフハ知花ノ身ト八時身ヲ指セリ梅花ニ無百

ハ梅ト竹トニ知花ヲ結テ這ガ文ノ起結ナカラ愛ニ時厚ノ憂名

ヲ隠シタル文ノ断續ハ更ニシテ法ニハ隠見ノ絶妙ト称スレ

○俗ニ云ヒ辨ト云ヒ折ノ色ヲ[illegible]ノ[illegible]

辨ノ的ナ[illegible]

と押[illegible]

[illegible]

況[illegible]

東桐舎辨

蓮二房

歌の山ひとつなりつるとむらし　東老語ト作ル　東桐舎

のこゝろとなるるより風新ナ辨ヲ[illegible]明ナハ[illegible]

[illegible]

のこゝろと辨ヲ[illegible]ヲ東陽ノ[illegible]桐ノ東

北月氏といふなり書匠の杖と用ゐるに付て紈雑の
言あり〻とあん津さ桐桐のさゝやうちりも雲桐の
用とあさ〻れい板ちゆ木の主ちりとわち桐ホハ
用ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ桐の用ちるやさとやらあんとて
桐柳の肩ともたくゝさやとくんとて巣ちのくもし
ちゝゝちまけて用ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ
▲唐叔の国と封し子花と豊臣の家ちゆ
とて紀梁の名とあさゝて陸子胥ちひれ次打箱
ゝ伐れ〻ゝ〻ゝ〻ゝ

文意不貫ト失後拙ニ雖向ヲ　△前漢楊雄傳高明之家累職
其室ヲ　△莊子ニ名者實之賓也　△百栗莊石伯兎ノ別莊
より文鑑ニ名録アリテ拙子内ノ親弟なり
○徳云ふ辯と桐の実能よりの例と俳諧の源流と云て世話
の用と為しもむしろ毛ちりと辯の実うして云れ
訓諫の源と為人一もとも増山氏うて越の福井
者と坂と東山の弟更今うらしう今と石原家
と佐ふひとしく拙ふと信と通て二子の恩と忘ること
なし

佐志拙辯

紀極因

あるれと此ひとのさ拙あらちれいたるくにうるて

いこしいはれこあるくもうて佐ふふうと私あれし我佐ふもれ彼いうふ世ともて車酒親ふ以て天ちの間の優游
ふあ今しふうと性と知ふ柔弱うて拙者い智ふ
うあくうと名利と捜振くなるとこと情うくあく
然ちと云ふく人とうふうと拙ふ人のうあれ人のうあ
るもあり家と道ものうちに茅ちとうあうと
勝ちういうふ佐れ△ちと方朔ふうう禁庭の源者うと及
ふれしかの乎拙と云ふ宮ちうして月宮花のかりく
とうとあ拙むそうし彼ふ知ふ功ふて云を邪邪の茅花

と云ふ一もとれい彼て屏風の爵とあるべて補作のんを
あるべきもとせるあるべきもあるべきもの猴の一字をもつて
作志の二字と誤りしかはるべきもとて作志校とする
△一戸業所のまちまちなる
○註四△文選客難ニ事京朝日如ニ朝筆ヲ所ル謂ハ遯ル世於朝庭ノ
之間ニ有也何必深山高岸之下ニ云云△異聞集ニ虚生
郎鄭ノ枕ノ夏アリ四ノ知レル所より細筆ニ及ハス　△白居易
猴屏賛ニ云暖ニ其ハ皮ヲ遯ル偃ル圖ノ其形遯ル邪ヲ云と陸佃曰
然則以ニ遯ル瘟ヲ之事ヲ為ル食ヲ悪夢ヲ之謬説ト狙ル猴スルニ
節序紀源ニモ猴ノ論アリト枕ノ本ニ書キ来ル芳野ニ
八猴ノ観音モアリ謂ニ遯ル故実ヲ用ヒレ△万葉躰ト八

假名遣ノ点不カラ作志ハ古風ノ題ナレハト仮文ヲ昇下セシより
○俗ニ云ル辞ヲ宮記ヲ孫ヲ作志の二字ヲ以ル私の二用
とをもとりもきもれ枕のを従ヲ人和の屋宮とはんき
好ヲ文倫の優海とをれ作者を紀姓して
播田氏ヲ濃南の枝草ヲ作者ヲ那倉下の四宮ヲ
云説の解カラン作者ヲ作志

○説類

木履説

藤之任

ヤ作ヲ木槻のヲ木履を後の行者ヲ作志ヲ神園
の灯ヲ用ヒ作ヲ作者ヲ牛ヲ九の濃ヲ木履ヲ作ヲ人坊の

て遠く公家仏師の拙なき者や梅檀をやとり仏
を造ることより桐をかうの世に拙くなることなり
手ちより踏てつくねもかたくさき事なるとこのき
者とかくよ育人を拙く賞の重わとやなくめちかくさに
事業を拙くれたるもの拙なく成て成る人を拙ね
いかくなる者にはれたる天運を山あるきく行量の本殿
あんどうをおかくくを院宇に成て賞られて餘り
の量わくあへうくを京の本銀なるひとり言をを
むりを拙事をおあうちを拙ひめなくをるり
りもあの花なりてをりてをりてあれい拙をやうんねて

錦へりて本殿とかりて拙の作をを伸あるりるのはて
粮籠のはたも光をを拙のあるくより菓拙とぬをむ
とをれとかをれるりを貴ををくをるにはを拙のをく
をあるを貴業のちをり深るをよの作ねをの巣
拙とあるへあをちるの拙業をかりをれ
をるるるの作業をを貴るを拙をあるをを様の下より
かをくをされ拙をを作をくくをあるて屋をるを屋
をををれて拙のあるるをのをくを三中を所の美拙
とるれい意皆拙仏の拙孫をるを作を貴成男子
の作業ををけをるんをを作拙の本殿あるを

歓喜踊躍のあまりとうとやまるもせの良木をそなへとうとむる

○註曰▲役行者ハ元亨釋書ニ傳アリ木履ノ吉又ハ劉書ニ等又ハ本朝軍史ニ平忠盛ノ火燒ヲ抱留タル吉又モ▲牛若丸ノ千人切モ世ノ知レル所ニテ細拳ニ及ハス△梅檀香樹ハ仏經説ヨリ本ニ後ニ書セメルハ富言ヨリ▲乘云ヨリ落タルハ久米仙人ヨリ諸書ニ在リ細拳ニ及ハス △玉鉾トハ道ノ枕詞ニ據タルニ百人ノ章ハ寶ノ玉鉾ト枕ヲ重ネテ金ト云イ馬蹄ト云ヘル文ノ新續ハ更ニシテ此等ヲ錯綜ノ絶妙ト称スレ ▲晉史ニ謝安運好登山嘗着木履上山去前齒下山去後齒▲晉史ニ或人直詣阮孚見其蠟屐歎曰未知一生當着幾量屐△五条ノ下ヨリ軒ノ妻ニテハ源氏ニ

久良美ノ歌ハ入リ其書ニ見ヘシ樹スルニ錦小路ハ春ノ季ニ日ヲ覆ヒテ常ニ水ヲ灌ク故ニ多ハ木履ヲ帶リ此等ヲ諸語濟物ト知ヘシ ○古今ニ伊勢ヲ夢ル皆ハ音ニ あさらゐ ぬれも あるかなりけりあるとあり ○此れ元ニ なさることけるくこれにおるものゝやうもちろん △中陰經草木国土悉皆成仏▲法花經ノ竜女成仏ノ段ニ 変成男子ノ文ヨリ細拳ニ及ハス

○頃云ヒ文ヲ全く説躰とにくゝ姑ちゝ孫ちゝ姑すとゝ云ヒ古語と特も諸ヒ塵訓ふゝんやまるゝと伊勢ヲ賞ヘ人ヲ盛裏の次ヲとゝ云ヒ なゝ哀乎の抵とゝ云ヒ ゝ云ヒ笑の訓諸とゝ云ヒ作者ハ伊勢中ヲ以て屋の陣下ヲ嘉通ヲ載ヒ市中の閑と称ヒ ゝ云ヒ

臼杵説

佐伯山

易辞に、四海と杵とを信陽の西僕とす。また婦の客と
なひ、もて玄帝の位を奪ふ。杵とは、いつくしきを杵
といふ。杵を抵へ杵をいつくしみ、杵を抵へ杵をいつくしむ
といふ。杵とは、人をやしなふ。杵とは、人をやしなふ。
杵とは、神の御供なり。杵の杵のゆゑなり。けだし
名のごとくなれば、正五九月の中なり。昔、伊勢
の神、婦まのりの御杵を抵へ杵をいつくしみ、
のゝ知るべきなり。

て混沌の元よりひらけ、天地に
杵のごとくみて杵とよまるゝなり。物のもとを作せ
もこれをいふ。長てみこと杵とは、うるはしきを杵
まる比も杵岩投杵のあらこもり、麻あくこの御と
まるとも用ひ給ふ。杵とは、こゝろの御
やすみたれば、神杵教の杵の部、つゝの杵入麻れ
の杵、神杵もしるべし。杵とは、高ちり和ん
ちりと杵のもとのもとは、杵あらは晒作ひ
さの所の物の杵より杵あるものをうれたる
杵と理杵と杵あり。杵とは杵杵

杵の杵を杵とあらはしたる杵の杵の杵
山川とらまの杵とそれをまつりの神の杵の杵
とをねちをちらして分てまつれ

○註曰▲易繫辭黄帝下ニ斷木爲杵掘地爲臼云云搗スルニ
杵ノ殷ハ行ノ古記ニアリ前ニ出タリ　●東坡臼詩ニ鑿破
混沌ノ竅ト云云○後成ニ云ニ　●東坡臼詩ニ鑿破
りちりやきんあふかのもち　△論語ニ四世知愚ナカ
●班女カ扇歌ハ前ニ出タリ△源氏明石巻ニ採菊のりの
ちまつりてとあり　△言葉ノ詞ニ山川ちまつ
れまつりてからふんちまつりあり

○源氏ハ說を全く諧ゝして貴帝のもてあそびより
言葉のとりまて虚說ふまていふわ　ちまれ
もて虚ゝ言葉とおもて文章の優游ゝ
ちまるしゝ　て言葉の作ゝ義のてをといひ
て歸ゝ作ちまれともむちまひる當時の說言を移ひ
作者を伊勢の奇傳名ゝ作ゝ依ゝ部氏の古記ゝて
風雅ゝおゝしゝとまれる人ありゝ

眠五說

東苑坊

けゝ東ゝ代の風雅ありてもゝ祖と眠下ゝ云ゝ文と
眠語ゝ云ゝ眠語を我ゝ眠ゝ語の一ゝ

[illegible]五[illegible]茶[illegible]あひて今の[illegible]
[illegible]の色[illegible]の風[illegible]
[illegible]天地人[illegible]
[illegible]の色[illegible]
[illegible]の色次[illegible]
[illegible]の風[illegible]
[illegible]の色[illegible]
[illegible]の色[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の

ちよりのち小豆とぎ（アヅキ）せたいてその世く△椀飯（ワウハン）の
振舞をあつまく殿のてのあるうちをそれより七郷
をそなへて后おの軍の法ずるに遠ゆかぬ
后をもおはれい鎧米の殿とやうくさきて
枝をうて搖（ゆり）あつまをとりやれ
名をもれあへて搖鎧（カイモヨイ）とてるとその比宮ふかい入た
て鎌倉よりつるうけ名いきくの饗（ハレ）
とかへてぐもちを祈ちる兄鎧（ヒヤウ）と搖鎧（ゆり）
京合のあ用をもちる△大色ちれ兄弟好のたれく竹
ちかいのちるをさをもりとを殿（イ）とをりうるあん

たのち頼宗の法ずるひをうて宗元のやうらひより
よりのち風流をとのもを祈ひ貴朱のたり搖も法る
をきをうてもも仲の菓子搖あてにあいち
くやちを不ち例のあをきと主れたものかちち仙
るちち牡丹鎧とへうてをうとをの殿北の裡
と船を萩のもとをもいふあれとけるて強殿とい
赤鎧といるとをあるを北かちを搖れおのうちひ
ちり婿てを立鎧（ヒヤウ）ゆをうあるを一ををてい一殿
ふ名をて。雖殿のあもちをとふあれいをの演萩
の言ををあ時を陳をて殿をとかちを言を

△ちゝ川のほくれとちゝはれて和舟とよまれてもみかの
はしらにいさかられくたをの和尚のあそ高徳の
中ゝをとゝ学するにいとゝ学ひ尽しまるゝ
かのかいもちゝて作ゝとたちもあさ美白ゝのあそ
ゝもうゝ世ゝとやたるゝ色ゝく掛ゝるゝのまゝ
藤ゝ和ゝの秋ゝもゝ鎌ゝ海藻の名代ゝ富士
自在ゝ文ゝいゝて北舟ゝとゝふゝ鎌の名ゝて小萩
ゝゝふゝし鎌の名ゝふれゝ掛鎌ゝ名北舟ゝ皆掛ゝて
俗説ゝ中ゝ耳ちゝ名ゝ口ちゝゝとゝむれゝまゝ

○註曰△東鑑ニ千葉小常胤歌ス埦ヲ云ヒ或説ニ埦飯ニ

必ス中宴ヲ用ユトフ▲定家卿ハ頼家公ノ和歌ノ師ヨリ入道後
ニ鎌倉ニ下リ玉フ夏アリトソ按スルニ此説ハ定家卿ニ假名遣ト
ノ撰アルヨリ出キタル歟ヒヘノ論ヲ設テ欠ト掻トノ二用ヲ顕ハス
其ハ先師ノ大和詞ニ和訓ニ假名真名ノ両用ヲ知ラハ埒ノ明ヌ
事アリト云ヘル筆ノ本義ヲ云ヘルニヤ　△古れて年ゝ世ゝ人
ちゝちゝゝとかいめちゝをゝとゝむゝとゝあり　○地の名
ゝゝとゝてからゝをゝり新院のあゝをいゝの宮萩
△白川夜舟ヘ俚諺ニシテ愛ニモ知ラヌ夏ノ形容ナリ掻スルニ
一躰別名以下ハ文ニ錆綿ノ術アリト云ヘリ去ハ雖ト云イ伝ヘカト
云イ善悪ノ術ハノ太騒ナルモコヤ竟ハ音ノ字ニテ前後ノ用ヲ
結ハントナリ然レハ蔵頭ノ格ニ似テ此ノ事ノ雲上夢ノ絶句ト称
スヘシ　△古樂府琴唱歌、路ヒトヽ名ヨミ名荷ヒトヽ

等よの人富も自在冥加にしたがひてあり

○凡そ云ふ所を例あるべし七名の中にかい餅を新して
いきくの通て語る弼の風儀をたしなむべきなれば
他諸の名説ありて耳にふれらんにたるべき
の緒文を称するにしたがひ冥加の事なれば
の富言ふべきなれば作者を作物の業名と言して
或を京所を作る或を屋塚を作ると陳ずるなり
依て部を氏ずるを主を屋塚下の祝名ちがひそれも
一般なる各の風をしるべし

文操巻之五終

佐山文庫